

訴訟事件の判決について

1 事件名

条件付共有者全員持分全部移転仮登記の本登記手続等請求事件

2 当事者

原告 中野区

被告 個人(住所・居所不明)

3 訴訟の経過

令和元年(2019年)12月20日 東京地方裁判所に訴えの提起

令和2年(2020年)3月13日 東京地方裁判所で請求認容判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、中野区が、中野区資産活用福祉資金貸付条例に基づき締結した金銭消費貸借基本契約により、借受人らに対し土地及び建物(以下「対象物件」という。)を担保として資産活用福祉資金の貸付けを行ったところ、償還猶予期限までに当該貸付元利金の償還がされなかったことにより、当該基本契約に定める停止条件付代物弁済契約の停止条件が成就し、対象物件の所有権が中野区に移転したが、借受人の相続人が所在不明で当該代物弁済を原因とする共有者全員持分全部移転の本登記手続及び所有権移転の本登記手続を行うことができないことから、当該相続人を被告として、各本登記手続を求めたものである。

5 請求の内容

(1) 対象物件の土地について、条件付共有者全員持分全部移転仮登記に基づく、令和元年8月1日代物弁済を原因とする共有者全員持分全部移転の本登記手続

(2) 対象物件の建物について、条件付所有権移転仮登記に基づく、令和元年8月1日代物弁済を原因とする所有権移転の本登記手続

(3) 訴訟費用の被告の負担

6 判決

(1) 主文

ア 被告は、原告に対し、対象物件の土地について、東京法務局中野出張所平成6年7月25日受付第16525号条件付共有者全員持分全部移転仮登記に基づく、令和元年8月1日代物弁済を原因とする共有者全員持分全

部移転登記の本登記手続をせよ。

イ 被告は、原告に対し、対象物件の建物について、東京法務局中野出張所平成6年7月25日受付第16525号条件付所有権移転仮登記に基づく、令和元年8月1日代物弁済を原因とする所有権移転の本登記手続をせよ。

ウ 訴訟費用は被告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

被告は、公示送達による呼出しを受けたが、本件口頭弁論に出頭しない。証拠によれば、請求原因事実は全て認められる。